

誓 約 書

令和 2 年 月 日

神戸市すまいとまちの安心支援センター長 宛

住 所

事業所名

氏 名

印

- 以下の事項の内容に相違ありません。
 - ①民法第 8 条に規定する成年被後見人、民法第 11 条に規定する被保佐人または破産法第 2 条に規定する破産者ではありません。
 - ②禁固以上、または住宅に関する法令で罰金以上の刑に処せられていません。該当する場合はその刑の執行を終わりまたは執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しています。
 - ③神戸市すまいとまちの安心支援センター、神戸市消費生活センターの苦情相談の対象となっていない。
- 神戸市民の安心・安全なすまいづくりに貢献するため、神戸市家具固定専門員としての資質を保ち、業務に関する技術の維持・向上に努めます。
- 神戸市家具固定専門員として、市民から疑義をまねくような言動や営業行為はしません。
- 家具固定専門員の業務を行うにあたり、作業者の責に帰すべき事由により損害が生じた場合は損害賠償します。
- 神戸市内の家具固定の普及促進活動に積極的に参加・協力します。
- 神戸市家具固定専門員として不相当と認めるときは、専門員を取り消されても異議ありません。
- 神戸市家具固定専門員としての任期終了後は、交付を受けた家具固定専門員証と腕章は返却いたします。